

茨城労働局発表
平成25年8月29日

【照会先】
茨城労働局労働基準部(健康安全課)
課長 青山 努
課長補佐 中島 英明
(直通電話)029(224)6215

大強度陽子加速器施設（J-PARC）における労働者の

電離放射線障害防止対策の強化について行政指導を実施

茨城労働局（局長 中村俊一）は本日、独立行政法人日本原子力研究開発機構及び大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構が共同運営する茨城県那珂郡東海村白方所在の大強度陽子加速器施設（以下「J-PARC」という。）内ハドロン実験施設において、本年5月23日に発生した関係労働者等の放射性物質の内部被ばく事故に関して、J-PARCを運営する独立行政法人日本原子力研究開発機構及び大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構に対し、再発防止のための文書による指導を行いました。

（指導文書は別添のとおり）

（指導の要旨）

- 1 放射性物質漏えい時における退避判断の責任体制について
放射性物質が大量に漏れた場合は、直ちに労働者を待避させる必要があるので、その程度を適切に判断できる体制の整備を図ること。
- 2 各種規程等の関係者への周知徹底と適切な訓練の実施、事故発生時の運用適切化について
各種規程については、今回の教訓を踏まえ、必要に応じて見直しを行った上で、その趣旨を含めて再度周知した上で適切な運用が行われるよう徹底するとともに、適切な訓練を実施すること。

- 3 放射性物質の漏えい又は被ばく事故等の早期把握体制の確立について
機器保護システム（MPS）の発報等機器異常が発生した場合において、線量モニター等の数値を直ちに確認し、まずは、汚染等が発生していないかどうかを早期に判断する体制の確立をすること。
- 4 汚染区域からの退避等にあたっての汚染拡大防止対策の徹底について
緊急時における汚染区域からの退避や物品持ち出し等を行う場合、汚染の拡大を防止するための適切な措置を検討し、定期的に訓練を行うこと。
- 5 労働基準監督署長への通報の迅速化について
労働者の内部被ばく等不測の事態の発生を確認した場合には、速やかに所轄労働基準監督署長へ報告する体制を整備すること。

写

平成25年8月29日

独立行政法人

日本原子力研究開発機構 理事長 松浦祥次郎 殿

大学共同利用機関法人

高エネルギー加速器研究機構 機構長 鈴木厚人 殿

茨城労働局長

大強度陽子加速器施設における労働者の電離放射線障害 防止対策の強化について

茨城県那珂郡東海村白方所在の大強度陽子加速器施設（以下「J-PARC」という。）内ハドロン実験施設において、平成25年5月23日に発生した関係労働者等の放射性物質内部被ばく事故に係って、再発防止の観点から、下記事項の実施に努め、関係規程・マニュアル等の見直し及び同規程等の運用の適正化、J-PARC構成員等への教育・訓練体制の再検討等を行い、労働者の電離放射線障害防止対策を強化されたい。

なお、検討状況については随時水戸労働基準監督署長あて報告されたい。

記

1 放射性物質漏えい時における退避判断の責任体制について

放射性物質が大量に漏れた場合は、直ちに労働者を待避させる必要がある。そのため、放射線業務を行うに当たっては、放射性物質の漏れ等が疑われる事象が生じた場合にその程度を適切に判断できる者が必要であるが不在であった。

待避が必要な事象か否か判断できる者がいないことのないよう体制の整備を図ること。

2 各種規程等の関係者への周知徹底と適切な訓練の実施、事故発生時の運用適切化について

今回の事故に際し、労働者が電離放射線を受けることをできるだけ少なくするように努めなければならないという放射線障害防止の基本原則への認識が薄かったことにより、作業員等に対する組織的な退避指示等の判断が遅滞し、また、今回の異常事象に対応した作業員の被ばく防止対策（保護具の着用等）がなされず、結果として作業員等の内部被ばく線量が増加したおそれがある。

各種規程については、今回の教訓を踏まえ、必要に応じて見直しを行った上で、

その趣旨を含めて再度周知した上で適切な運用が行われるよう徹底するとともに、適切な訓練を実施すること。

3 放射性物質の漏えい又は被ばく事故等の早期把握体制の確立について

今回の事故に際し、ハドロン実験室のビームが停止し、ホール内の線量モニター等の異常な数値を確認していたにもかかわらず、事故原因解明等に時間を費やし、そのために作業員等の内部被ばく者が増加したおそれがある。

機器保護システム(MPS)の発報等機器異常が発生した場合において、線量モニター等の数値を直ちに確認したら、まずは、汚染等が発生していないかどうかを早期に判断するようにすること。

4 汚染区域からの退避等にあたっての汚染拡大防止対策の徹底について

今回の事故に際し、汚染区域から作業員等を退避させるにあたって、ホール出入口において汚染検査を実施し除染を行うなど、汚染拡大防止対策が不十分な状況が認められた。

緊急時における汚染区域からの退避や物品持ち出し等を行う場合、汚染の拡大を防止するための適切な措置を検討し、定期的に訓練を行うこと。

5 労働基準監督署長への通報の迅速化について

労働者の内部被ばく等不測の事態の発生を確認した場合には、速やかに所轄労働基準監督署長へ報告する体制を整備すること。